

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年 2月14日

**【発行者名】** 三井住友アセットマネジメント株式会社

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 前田 良治

**【本店の所在の場所】** 東京都港区愛宕二丁目 5番 1号

**【事務連絡者氏名】** 隠地 保夫

**【電話番号】** 03-5405-0735

**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証 Action - 4  
券に係るファンドの名称】**

**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証 5,000億円を上限とします。  
券の金額】**

**【縦覧に供する場所】** 該当ありません。

**・【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

平成23年12月8日付をもって提出しました「Action-4」の有価証券届出書について、信託約款に規定する所定の手続きを経て、信託を終了することとなりましたので、関係情報の更新およびその他訂正すべき事項の訂正を本訂正届出書によりを行うものです。

**・【訂正の内容】**

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

**第一部【証券情報】****(7)【申込期間】****<訂正前>**

平成23年12月9日から平成24年12月6日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

**<訂正後>**

平成23年12月9日から平成24年3月9日まで

**(12)【その他】****<訂正前>**

(略)

**ニ 振替受益権について**

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(略)

**<訂正後>**

(略)

**ニ 振替受益権について**

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(略)

**ホ 繰上償還の実施について**

当ファンドは、受益権の口数が、信託約款の繰上償還に関する規定の3億口を下回っている状態が長期に継続し、信託財産の長期的な成長を目的とした商品性に沿った運用が困難となっており、またファンド残高の回復も見込み難いため、信託約款の規定に基づき、繰上償還の手続きを実施しておりました。

法令に基づき、平成24年1月6日から平成24年2月7日までの期間、上記繰上償還に対する異議申立てを受け付けておりましたが、異議申立ての受益権の合計口数が、平成24年1月6日現在の受益権総口数の2分の1を超えませんでしたので、平成24年3月12日（繰上償還日）をもって信託を終了します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (3)【ファンドの仕組み】

###### <訂正前>

(略)

□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（平成23年10月31日現在）

(略)

(八) 大株主の状況

（平成23年10月31日現在）

| 名称             | 住所                  | 所有<br>株式数 | 比率<br>(%) |
|----------------|---------------------|-----------|-----------|
| 住友生命保険相互会社     | 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号 | 7,056     | 40.0      |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 東京都中央区新川二丁目27番2号    | 4,851     | 27.5      |
| 株式会社三井住友銀行     | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号   | 4,851     | 27.5      |
| 三井生命保険株式会社     | 東京都千代田区大手町二丁目1番1号   | 882       | 5.0       |

###### <訂正後>

(略)

□ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（平成23年12月30日現在）

(略)

(八) 大株主の状況

（平成23年12月30日現在）

| 名称             | 住所                  | 所有<br>株式数 | 比率<br>(%) |
|----------------|---------------------|-----------|-----------|
| 住友生命保険相互会社     | 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号 | 7,056     | 40.0      |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 東京都中央区新川二丁目27番2号    | 4,851     | 27.5      |
| 株式会社三井住友銀行     | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号   | 4,851     | 27.5      |
| 三井生命保険株式会社     | 東京都千代田区大手町二丁目1番1号   | 882       | 5.0       |

### 第2【管理及び運営】

#### 3【資産管理等の概要】

##### (3)【信託期間】

###### <訂正前>

平成14年10月31日から下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

###### <訂正後>

平成14年10月31日から平成24年3月12日までです。



## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### <訂正前>

###### イ 資本金の額および株式数

|              | 平成23年10月31日現在 |
|--------------|---------------|
| 資本金の額        | 2,000百万円      |
| 会社が発行する株式の総数 | 60,000株       |
| 発行済株式総数      | 17,640株       |

( 略 )

##### <訂正後>

###### イ 資本金の額および株式数

|              | 平成23年12月30日現在 |
|--------------|---------------|
| 資本金の額        | 2,000百万円      |
| 会社が発行する株式の総数 | 60,000株       |
| 発行済株式総数      | 17,640株       |

( 略 )

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### <訂正前>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年10月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成23年10月31日現在、単位：百万円）

|         |     | 本数             | 純資産総額                      |
|---------|-----|----------------|----------------------------|
| 株式投資信託  | 単位型 | 46<br>( 1 )    | 60,091<br>( 166 )          |
|         | 追加型 | 290<br>( 131 ) | 4,590,176<br>( 2,993,801 ) |
|         | 計   | 336<br>( 132 ) | 4,650,267<br>( 2,993,967 ) |
| 公社債投資信託 | 単位型 | 0<br>( 0 )     | 0<br>( 0 )                 |
|         | 追加型 | 0<br>( 0 )     | 0<br>( 0 )                 |
|         | 計   | 0<br>( 0 )     | 0<br>( 0 )                 |
| 合計      |     | 336<br>( 132 ) | 4,650,267<br>( 2,993,967 ) |

( ) 内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

### <訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年12月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成23年12月30日現在、単位：百万円）

|         |     | 本数             | 純資産総額                      |
|---------|-----|----------------|----------------------------|
| 株式投資信託  | 単位型 | 44<br>( 1 )    | 56,133<br>( 148 )          |
|         | 追加型 | 303<br>( 132 ) | 4,417,970<br>( 2,918,642 ) |
|         | 計   | 347<br>( 133 ) | 4,474,103<br>( 2,918,790 ) |
| 公社債投資信託 | 単位型 | 0<br>( 0 )     | 0<br>( 0 )                 |
|         | 追加型 | 0<br>( 0 )     | 0<br>( 0 )                 |
|         | 計   | 0<br>( 0 )     | 0<br>( 0 )                 |
| 合計      |     | 347<br>( 133 ) | 4,474,103<br>( 2,918,790 ) |

( ) 内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### <訂正前>

- 1 当社の財務諸表は、第25期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第26期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、第25期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けており、第26期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。  
なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により平成22年7月1日付をもって、名称を有限責任 あずさ監査法人に変更しております。

#### <訂正後>

- 1 当社の財務諸表は、第25期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第26期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。  
また、当社の中間財務諸表は、第27期中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、第25期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けており、第26期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。  
また、第27期中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品

取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により平成22年7月1日付をもって、名称を有限責任 あずさ監査法人に変更しております。

**【追加】**

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」に下記の記載が「中間財務諸表」として追加されます。



## 中間財務諸表

## (1)中間貸借対照表

(単位：千円)

|            |   | 第27期中間会計期間<br>(平成23年9月30日) |
|------------|---|----------------------------|
| 資産の部       |   |                            |
| 流動資産       |   |                            |
| 現金及び預金     |   | 15,908,684                 |
| 有価証券       |   | 3,999,550                  |
| 前払費用       |   | 273,540                    |
| 未収委託者報酬    |   | 3,692,782                  |
| 未収運用受託報酬   |   | 419,703                    |
| 未収投資助言報酬   |   | 408,845                    |
| 未収収益       |   | 16,131                     |
| 繰延税金資産     |   | 216,398                    |
| その他        |   | 698                        |
| 流動資産合計     |   | 24,936,334                 |
| 固定資産       |   |                            |
| 有形固定資産     | 1 | 404,703                    |
| 無形固定資産     |   | 149,325                    |
| 投資その他の資産   |   |                            |
| 投資有価証券     |   | 5,686,023                  |
| その他        |   | 1,633,657                  |
| 投資その他の資産合計 |   | 7,319,680                  |
| 固定資産合計     |   | 7,873,709                  |
| 資産合計       |   | 32,810,044                 |
| 負債の部       |   |                            |
| 流動負債       |   |                            |
| 預り金        |   | 46,972                     |
| 未払金        |   | 2,205,225                  |

|         |   |           |
|---------|---|-----------|
| 未払費用    |   | 834,591   |
| 未払法人税等  |   | 756,091   |
| 前受収益    |   | 8,761     |
| 賞与引当金   |   | 320,687   |
| その他     | 2 | 80,148    |
| 流動負債合計  |   | 4,252,478 |
| 固定負債    |   |           |
| 退職給付引当金 |   | 1,396,073 |
| 固定負債合計  |   | 1,396,073 |
| 負債合計    |   | 5,648,551 |

|              |            |
|--------------|------------|
| 純資産の部        |            |
| 株主資本         |            |
| 資本金          | 2,000,000  |
| 資本剰余金        |            |
| 資本準備金        | 8,628,984  |
| 資本剰余金合計      | 8,628,984  |
| 利益剰余金        |            |
| 利益準備金        | 284,245    |
| その他利益剰余金     |            |
| 配当準備積立金      | 60,000     |
| 別途積立金        | 1,476,959  |
| 繰越利益剰余金      | 15,201,075 |
| 利益剰余金合計      | 17,022,279 |
| 株主資本合計       | 27,651,263 |
| 評価・換算差額等     |            |
| その他有価証券評価差額金 | 489,771    |
| 評価・換算差額等合計   | 489,771    |
| 純資産合計        | 27,161,492 |
| 負債純資産合計      | 32,810,044 |

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

|              |   | 第27期中間会計期間<br>(自 平成23年 4月 1日<br>至 平成23年 9月30日) |            |
|--------------|---|--|------------|
| 営業収益         |   |  |            |
| 委託者報酬        |   |  | 13,337,108 |
| 運用受託報酬       |   |  | 991,578    |
| 投資助言報酬       |   |  | 879,806    |
| その他の営業収益     |   |  | 107,846    |
| 営業収益計        |   |  | 15,316,340 |
| 営業費用         |   |  | 9,774,282  |
| 一般管理費        | 1 |  | 3,826,719  |
| 営業利益         |   |  | 1,715,338  |
| 営業外収益        | 2 |  | 32,554     |
| 経常利益         |   |  | 1,747,893  |
| 特別利益         | 3 |  | 111,902    |
| 特別損失         |   |  | 29,977     |
| 税引前中間純利益     |   |  | 1,829,819  |
| 法人税、住民税及び事業税 |   |  | 744,821    |
| 法人税等調整額      |   |  | 12,881     |
| 法人税等合計       |   |  | 757,702    |
| 中間純利益        |   |  | 1,072,117  |

## (3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

|          | 第27期中間会計期間<br>(自 平成23年 4月 1日<br>至 平成23年 9月30日) |
|----------|--|
| 株主資本     |  |
| 資本金      |  |
| 当期首残高    | 2,000,000                                      |
| 当中間期末残高  | 2,000,000                                      |
| 資本剰余金    |  |
| 資本準備金    |  |
| 当期首残高    | 8,628,984                                      |
| 当中間期末残高  | 8,628,984                                      |
| 資本剰余金合計  |  |
| 当期首残高    | 8,628,984                                      |
| 当中間期末残高  | 8,628,984                                      |
| 利益剰余金    |  |
| 利益準備金    |  |
| 当期首残高    | 284,245  |
| 当中間期末残高  | 284,245  |
| その他利益剰余金 |  |
| 配当準備積立金  |  |
| 当期首残高    | 60,000   |
| 当中間期末残高  | 60,000   |
| 別途積立金    |  |
| 当期首残高    | 1,476,959                                      |
| 当中間期末残高  | 1,476,959                                      |
| 繰越利益剰余金  |  |
| 当期首残高    | 15,381,398                                     |
| 当中間期変動額  |  |
| 剰余金の配当   | 1,252,440                                      |
| 中間純利益    | 1,072,117                                      |

|           |            |
|-----------|------------|
| 当中間期変動額合計 | 180,322    |
| 当中間期末残高   | 15,201,075 |
| 利益剰余金合計   |            |
| 当期首残高     | 17,202,602 |
| 当中間期変動額   |            |
| 剰余金の配当    | 1,252,440  |
| 中間純利益     | 1,072,117  |
| 当中間期変動額合計 | 180,322    |
| 当中間期末残高   | 17,022,279 |
| 株主資本合計    |            |
| 当期首残高     | 27,831,586 |
| 当中間期変動額   |            |
| 剰余金の配当    | 1,252,440  |
| 中間純利益     | 1,072,117  |
| 当中間期変動額合計 | 180,322    |
| 当中間期末残高   | 27,651,263 |

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 評価・換算差額等              |            |
| その他有価証券評価差額金          |            |
| 当期首残高                 | 110,498    |
| 当中間期変動額               |            |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 600,269    |
| 当中間期変動額合計             | 600,269    |
| 当中間期末残高               | 489,771    |
| 評価・換算差額等合計            |            |
| 当期首残高                 | 110,498    |
| 当中間期変動額               |            |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 600,269    |
| 当中間期変動額合計             | 600,269    |
| 当中間期末残高               | 489,771    |
| 純資産合計                 |            |
| 当期首残高                 | 27,942,085 |
| 当中間期変動額               |            |
| 剰余金の配当                | 1,252,440  |
| 中間純利益                 | 1,072,117  |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 600,269    |
| 当中間期変動額合計             | 780,592    |
| 当中間期末残高               | 27,161,492 |

## 重要な会計方針

## 第27期中間会計期間

(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

## (1) 有価証券

- ・満期保有目的の債券...償却原価法
- ・子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法
- ・其他有価証券

時価のあるもの...中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの...移動平均法による原価法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

## (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。



過去勤務債務については、発生時において全額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時において全額を費用処理しております。

#### 4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 追加情報

| 第27期中間会計期間<br>(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)  |
|---|
| <p>会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準</p> <p>当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。</p> |

## 注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

| 第27期中間会計期間<br>(平成23年9月30日)   |              |              |        |   |     |              |
|--|--------------|--------------|--------|---|-----|--------------|
| <p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">812,990千円</p>   |              |              |        |   |     |              |
| <p>2. 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。</p>   |              |              |        |   |     |              |
| <p>3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。</p> <p>当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座借越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">10,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">10,000,000千円</td> </tr> </table> | 当座借越極度額の総額   | 10,000,000千円 | 借入実行残高 | - | 差引額 | 10,000,000千円 |
| 当座借越極度額の総額   | 10,000,000千円 |              |        |   |     |              |
| 借入実行残高   | -            |              |        |   |     |              |
| 差引額  | 10,000,000千円 |              |        |   |     |              |
| <p>4. 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額60,830千円の支払保証を行っております。</p>   |              |              |        |   |     |              |

(中間損益計算書関係)

| 第27期中間会計期間<br>(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)   |          |          |        |         |
|--|----------|----------|--------|---------|
| <p>1. 減価償却実施額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">66,377千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">4,380千円</td> </tr> </table> | 有形固定資産   | 66,377千円 | 無形固定資産 | 4,380千円 |
| 有形固定資産   | 66,377千円 |          |        |         |
| 無形固定資産   | 4,380千円  |          |        |         |
| <p>2. 営業外収益のうち主要なもの</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">受取利息</td> <td style="text-align: right;">3,030千円</td> </tr> </table>   | 受取利息     | 3,030千円  |        |         |
| 受取利息   | 3,030千円  |          |        |         |

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 受取配当金           | 17,068千円  |
| 為替差益            | 6,222千円   |
| 3. 特別利益のうち主要なもの |           |
| 受取和解金           | 108,451千円 |

## （中間株主資本等変動計算書関係）

| 第27期中間会計期間<br>（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日） |                |                      |                     |                 |                |
|--|----------------|----------------------|---------------------|-----------------|----------------|
| 1. 発行済株式数に関する事項                          |                |                      |                     |                 |                |
|  | 当事業年度<br>期首株式数 | 当中間会計期<br>間<br>増加株式数 | 当中間会計期間<br>減少株式数    | 当中間会計期間<br>末株式数 |                |
| 普通株式                                     | 17,640株        | -                    | -                   | 17,640株         |                |
| 2. 配当に関する事項                              |                |                      |                     |                 |                |
| （決議）                                     | 株式の種類          | 配当金の総額<br>（千円）       | 一株当たり<br>配当額<br>（円） | 基準日             | 効力発生日          |
| 平成23年6月24日<br>定時株主総会                     | 普通株式           | 1,252,440            | 71,000              | 平成23年<br>3月31日  | 平成23年<br>6月27日 |

## （リース取引関係）

| 第27期中間会計期間<br>（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日） |             |
|--|-------------|
| 1. オペレーティング・リース取引<br>（借主側）               |             |
| 未経過リース料（解約不能のもの）                         |             |
| 1年以内                                     | 672,143千円   |
| 1年超                                      | 621,833千円   |
| 合 計                                      | 1,293,976千円 |

（金融商品関係）

1．金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

| 第27期中間会計期間<br>（平成23年9月30日） |            |            |     |
|----------------------------|------------|------------|-----|
| 区分                         | 中間貸借対照表計上額 | 時価         | 差額  |
| (1) 現金及び預金                 | 15,908,684 | 15,908,684 | -   |
| (2) 未収委託者報酬                | 3,692,782  | 3,692,782  | -   |
| (3) 未収運用受託報酬               | 419,703    | 419,703    | -   |
| (4) 未収投資助言報酬               | 408,845    | 408,845    | -   |
| (5) 有価証券及び投資有価証券           |            |            |     |
| 満期保有目的の債券                  | 3,999,550  | 3,999,200  | 350 |
| その他有価証券                    | 5,637,282  | 5,637,282  | -   |
| (6) 投資その他の資産               |            |            |     |
| 長期差入保証金                    | 680,723    | 680,723    | -   |
| 資産計                        | 30,747,572 | 30,747,222 | 350 |
| (1) 未払金                    |            |            |     |
| 未払手数料                      | 2,068,789  | 2,068,789  | -   |
| 負債計                        | 2,068,789  | 2,068,789  | -   |

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬 及び（4）未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については取引金融機関から提示された価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（6）投資その他の資産

#### 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

#### 負債

##### (1) 未払金

##### 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

| 第27期中間会計期間<br>（平成23年9月30日） |            |
|----------------------------|------------|
| 内容                         | 中間貸借対照表計上額 |
| (1) 子会社株式                  | 234,921    |
| 合計                         | 234,921    |
| (2) その他有価証券                |            |
| 非上場株式                      | 298        |
| 投資証券                       | 48,443     |
| 合計                         | 48,741     |

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、

「(5) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

1．満期保有目的の債券

（単位：千円）

| 第27期中間会計期間<br>（平成23年9月30日）            |                |           |     |
|---------------------------------------|----------------|-----------|-----|
| 区分                                    | 中間貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額  |
| (1) 中間貸借対照表日の時価が中間<br>貸借対照表計上額を超えるもの  | -              | -         | -   |
| 小計                                    | -              | -         | -   |
| (2) 中間貸借対照表日の時価が中間<br>貸借対照表計上額を超えないもの | 3,999,550      | 3,999,200 | 350 |
| 小計                                    | 3,999,550      | 3,999,200 | 350 |
| 合計                                    | 3,999,550      | 3,999,200 | 350 |

2．子会社株式及び関連会社株式

| 第27期中間会計期間 |
|------------|
|            |

(平成23年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 234,921千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。



## 3. その他有価証券

(単位：千円)

| 第27期中間会計期間<br>(平成23年9月30日)             |                |           |         |
|--|----------------|-----------|---------|
| 区分                                     | 中間貸借対照表<br>計上額 | 取得原価      | 差額      |
| (1)中間貸借対照表計上額が取得原価を<br>超えるもの<br>投資信託等  | 96,513         | 90,990    | 5,523   |
| 小計                                     | 96,513         | 90,990    | 5,523   |
| (2)中間貸借対照表計上額が取得原価を<br>超えないもの<br>投資信託等 | 5,540,768      | 6,036,063 | 495,294 |
| 小計                                     | 5,540,768      | 6,036,063 | 495,294 |
| 合計                                     | 5,637,282      | 6,127,053 | 489,771 |

(注) 非上場株式等(中間貸借対照表計上額 48,741千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記の表中にある「中間貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当中間会計期間における減損処理額は301千円です。

## (デリバティブ取引関係)

| 第27期中間会計期間<br>(自平成23年4月1日至平成23年9月30日) |
|---------------------------------------|
| 当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。   |

## (持分法損益等)

| 第27期中間会計期間<br>(自平成23年4月1日至平成23年9月30日) |
|---------------------------------------|
| 該当事項はありません。                           |

## (資産除去債務等)

| 第27期中間会計期間<br>(自平成23年4月1日至平成23年9月30日) |
|---------------------------------------|
|                                       |

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## 第27期中間会計期間

(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

## (セグメント情報)

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## (関連情報)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

|           | 委託者報酬      | 運用受託報酬  | 投資助言報酬  | その他     | 合計         |
|-----------|------------|---------|---------|---------|------------|
| 外部顧客への売上高 | 13,337,108 | 991,578 | 879,806 | 107,846 | 15,316,340 |

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## ( 1株当たり情報 )

| 第27期中間会計期間<br>( 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日 )              |               |
|---|---------------|
| 1株当たり純資産額   | 1,539,767円16銭 |
| 1株当たり中間純利益  | 60,777円60銭    |
| <p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> |               |
| (注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎                                    |               |
| 中間貸借対照表の純資産の部の合計額                                       | 27,161,492千円  |
| 普通株式に係る純資産額   | 27,161,492千円  |
| 普通株式の発行済株式数   | 17,640株       |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数                                | 17,640株       |
| 1株当たり中間純利益の算定上の基礎                                       |               |
| 中間損益計算書上の中間純利益  | 1,072,117千円   |
| 普通株式に係る中間純利益  | 1,072,117千円   |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳                                      |               |
| 該当事項はありません。   |               |
| 普通株式の期中平均株式数  | 17,640株       |

## ( 重要な後発事象 )

| 第27期中間会計期間<br>( 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日 ) |  |
|--|--|
| 該当事項はありません。                                |  |

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## &lt;訂正前&gt;

イ 受託会社

(イ) 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

(ロ) 資本金の額 324,279百万円（平成23年3月末現在）

(ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## 【参考情報：再信託受託会社の概要】

・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・ 資本金の額 10,000百万円（平成23年3月末現在）

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

| (イ) 名称         | (ロ) 資本金の額 | (ハ) 事業の内容                       |
|----------------|-----------|---------------------------------|
| 宇都宮証券株式会社      | 301百万円    | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 東海東京証券株式会社     | 6,000百万円  |                                 |
| 西日本シティTT証券株式会社 | 1,575百万円  |                                 |
| 浜銀TT証券株式会社     | 3,307百万円  |                                 |
| ワイエム証券株式会社     | 1,270百万円  |                                 |

資本金の額は、平成23年3月末現在。

## &lt;訂正後&gt;

イ 受託会社

(イ) 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

(ロ) 資本金の額 324,279百万円（平成23年9月末現在）

(ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## 【参考情報：再信託受託会社の概要】

・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・ 資本金の額 10,000百万円（平成23年9月末現在）

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

| (イ) 名称         | (ロ) 資本金の額 | (ハ) 事業の内容                       |
|----------------|-----------|---------------------------------|
| 宇都宮証券株式会社      | 301百万円    | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 東海東京証券株式会社     | 6,000百万円  |                                 |
| 西日本シティTT証券株式会社 | 1,575百万円  |                                 |
| 浜銀TT証券株式会社     | 3,307百万円  |                                 |
| ワイエム証券株式会社     | 1,270百万円  |                                 |

資本金の額は、平成23年9月末現在。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年11月8日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているAction-4の平成23年3月11日から平成23年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Action-4の平成23年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月2日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているAction-4の平成22年9月1日から平成23年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Action-4の平成23年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年 6月17日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 辰巳 幸久 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の中間監査報告書へ](#)



## 独立監査人の監査報告書

平成22年 6月18日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員      公認会計士      鈴木 敏夫 印  
業務執行社員指 定 社 員      公認会計士      辰巳 幸久 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月15日

三井住友アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辰巳 幸久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。